

愛媛県立吉田高等学校

学校いじめ防止基本方針

1 基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

しかも、生徒の集団の中にいじめがあるということは、いじめを受けた生徒だけの問題ではなく、いじめを行った生徒、観衆としてこれをはやし立てたり、傍観者として、これを見て見ぬふりをした生徒を含むすべての生徒の成長発達を阻害することを意味する。いじめの問題への対応は学校として取り組むべき優先課題である。

本校は、「自律以行己・忠誠以接人・愛物以利世・邁往以当事」の校訓のもと、真理と正義を愛し、勤労を尊び、責任を重んじ、人間として調和のとれた、心身共にたくましい生徒を育成することを目標としている。そして、すべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な教育活動に取り組むことができるよう、教職員が生徒と共に、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進している。

そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の基本方針（全体計画）を定める。

2 いじめとは

（1）いじめの定義

「いじめ」とは生徒に対して、該当生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをむりやりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

（2）具体的ないじめの様態例

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等のメール、SNSで、誹謗中傷や嫌なことをされる

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を別に定める。

別紙1【校内指導体制】（p. 7）

(2) 緊急時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合や認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を別に定める。

別紙2【緊急時の組織的対応】（p. 8）

4 いじめ防止

学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養う。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対応できる能力を育むことも必要である。そして、全ての生徒が安心して生活できる環境を整えるとともに、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを目指す。これらに加え、家庭・地域社会と一体となっていじめ防止に取り組む必要がある。

(1) 年間指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組を系統的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3【年間指導計画】（p. 9）

(2) いじめ防止に関する措置

- ・生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自主的にいじめ防止に取り組む活動を充実させる。
- ・人権・同和教育や道徳教育等を通して、自分や他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を身に付けさせる。
- ・学校生活での悩みの解消を図るために、教育相談体制を充実し、スクールカウンセラー等を活用する。
- ・教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- ・どのクラスでもいじめは起こり得るとの危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期

的に点検して、改善充実を図る。

- ・教職員の資質・能力の向上を図るため、教職員研修を充実させる。
- ・必要に応じて、生徒や保護者等向けの資料を配布して、啓発活動を行う。
- ・家庭・地域社会・関係機関等と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

5 いじめの早期発見について

生徒に関する情報を全教職員で共有することは、いじめの早期発見への第一歩である。このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう心がけ、あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- (1) 教職員による観察や情報交換 別紙4【早期発見のためのチェックリスト】(p.10)
 - ・報告経路の明示と報告の徹底
 - ・学年会、職員会議等での情報共有
 - ・次年度への申し送り事項の徹底
- (2) 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施
 - ・アンケートの実施(4月、9月、1月)
 - ・面接週間(4月、9月、1月)
 - ・定期家庭訪問(5月)
 - ・保護者懇談会(各学期)
- (3) 教育相談体制の整備
 - ・相談窓口の設置・周知
 - ・スクールカウンセラーの活用(週1回) スクールソーシャルワーカーの活用(月2回)
 - ・学校以外の相談機関等の周知

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

ア いじめられている生徒への対応

- 〔受容〕つらさや悔しさを十分に受け止める → 傾聴の姿勢
- 〔安心〕具体的支援内容を示す → 教師は絶対的な味方
- 〔自信〕良い点を認め励まし、自尊感情を高めるよう配慮する。
- 〔回復〕人間関係の確立を目指す → 交友関係の醸成
- 〔成長〕自己理解を深め、あるがままの自己を受け入れる → 自立の支援

イ いじめている生徒への対応

- 〔確認〕いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
- 〔傾聴〕不満・不安等の訴えを十分に聴く → 受容的態度
- 〔内省〕いじめられる生徒のつらさを気付かせる。

〔処遇〕 問題解決のための援助を行うとともに、他人の痛みを理解できるよう指導する。

〔回復〕 役割体験等を通じクラス等への帰属意識を高める → 成長への信頼

（２）関係集団への対応

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級、学年及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を、学級、学年及び学校全体に示す。
- ・ はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

（３）保護者等への対応

ア いじめられている生徒の保護者等に対して

- ・ 相談を受けた場合は、複数の教職員で対応し、学校はいじめの解決に向けて全力を尽くすという決意を伝える。
- ・ 学校でいじめを発見した場合は、その日のうちに、複数の教職員で家庭訪問をして事実関係を伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 家庭での生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝える。

イ いじめている生徒の保護者等への対応

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒やその保護者等のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする学校の姿勢を伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導をお願いする。
- ・ いじめた生徒の変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

（４）関係機関等との連携

ア 教育委員会

保護者等への対応、関係機関等との調整など、学校だけで体制づくりが難しい場合は、教育委員会と連携して、組織体制を整えて問題の早期解決に向けて問題に取り組む。

- ・ 会議の開催、サポートチームの編成
- ・ 関係機関等との連絡・調整、相談員・支援員の配置

イ 警察

暴行や脅迫等を伴ういじめや、携帯電話等のメール、SNSやインターネット上の掲示板での誹謗・中傷行為などの場合には、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応する。また、生徒の生命及び身体の安全がおびやかされる場合には、直ちに通報する。

- ・生徒の生命及び身体の安全が脅かされる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉機関

いじめの背景には、家に居場所がない不安感や、不安定な生活環境、しつけがでないなどの養育困難、虐待等、家庭に原因があることが考えられる。児童相談所や市町福祉関係課、民生委員、児童委員等と連携を図りながら家庭を含めた生徒の健全育成を図る。

- ・生徒の生活環境の把握
- ・家庭の養育に関する指導・助言

エ 医療機関

いじめられていた生徒は、いじめが解消された後も不安な気持ちが残り、引きこもりや不登校になる可能性もあるので、医療機関と連携して適切な指導を受け、心のケアに努める。また、いじめを行った生徒についても、必要に応じて医療機関と連携した対応を行う。

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

7 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話等を利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上の掲示板やSNS等などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

(2) 未然防止

ア 情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上

情報モラル教育については、学校全体で取り組むことが必要である。指導に当たっては、それぞれの教員が、インターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を理解し、生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図る。

イ 保護者等への啓発と家庭・地域との連携

携帯電話等の利用に伴う危険性と生徒の携帯電話等の利用の実態について保護者等が理解し、「ネット上のいじめ」の実態等について生徒と話し合い、携帯電話等の利用に関して家庭におけるルールづくりを行っていく必要がある。また、携帯電話等

へのフィルタリングの設定が、「ネット上のいじめ」を予防する点で有効な場合もあることを保護者等が理解し、生徒の携帯電話等へのフィルタリングの設定を行うことを推奨する。

学校においても、入学式の際の保護者等への説明会や懇談会等の機会を捉えて、「ネット上のいじめ」の実態や、家庭での取組の重要性について呼びかける。また、学校での携帯電話等の取扱いに関する方針について、あらかじめ保護者等に説明し、理解を得ておく。

(3) ネット上でのいじめへの対応

被害者からの訴えや閲覧者からの連絡等によりネット上でのいじめを把握した場合は、書き込み等の削除を迅速に行うとともに、「6. いじめへの対応」に取り組む。

別紙5 【書き込み等の削除の手順】(p. 11)

8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

ウ その他の場合

- ・生徒や保護者等から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

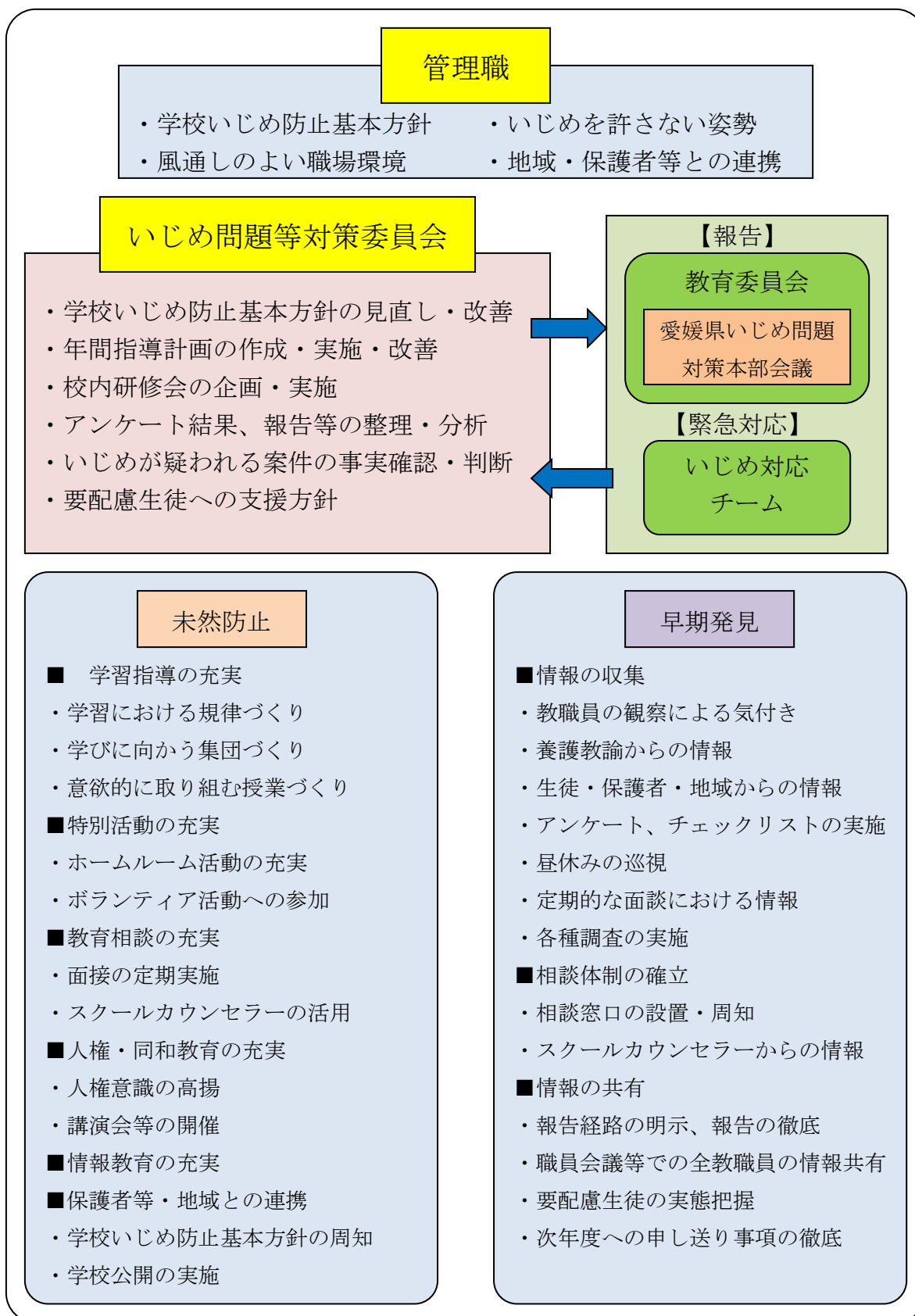
(2) 重大事態の報告

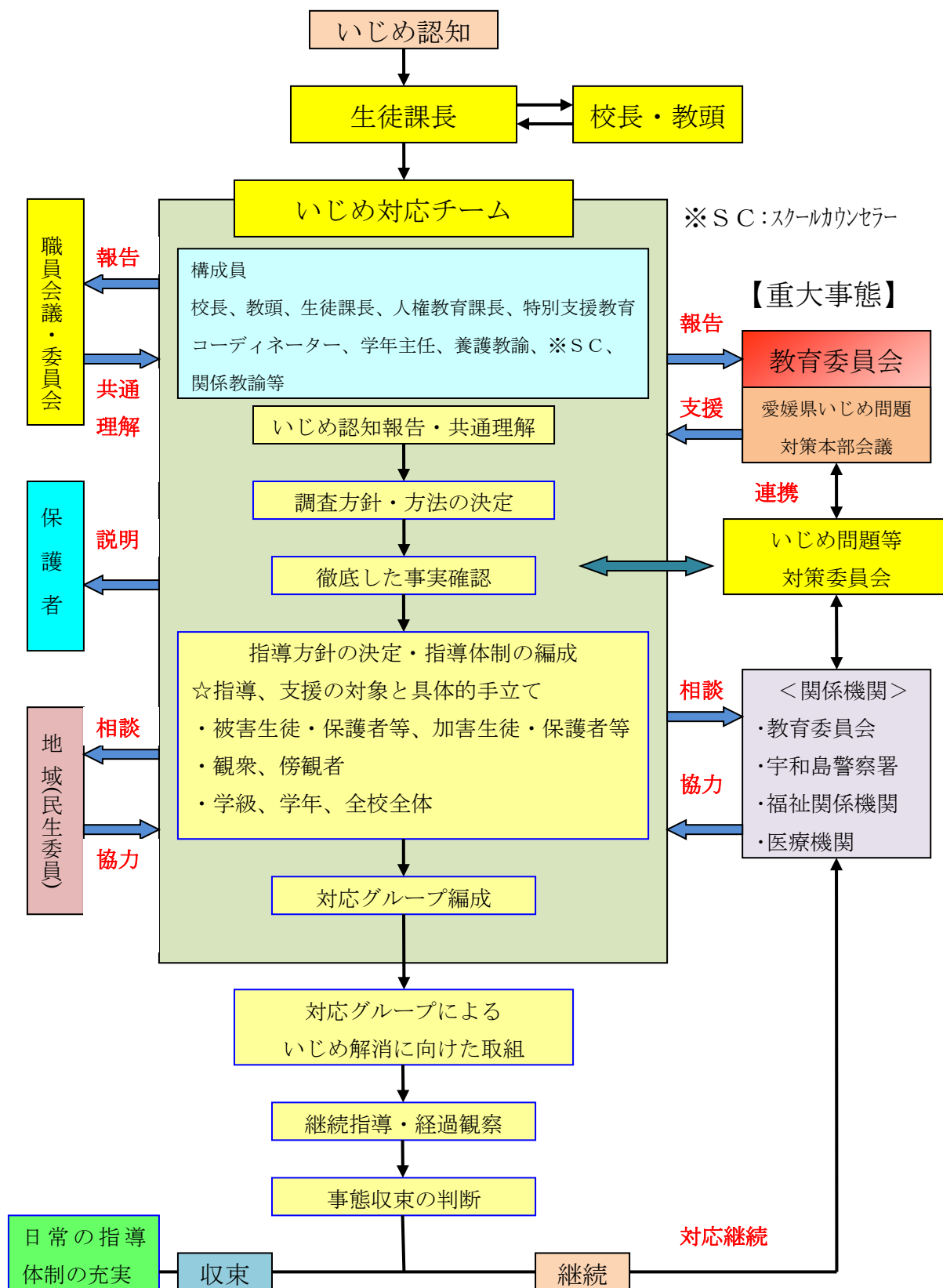
校長が重大事態と判断した場合は、直ちに教育委員会に報告するとともに、教育委員会の指示によって対応する。

9 評価

いじめ問題への学校や教職員一人一人の取組の成果を確認するとともに、より一層充実した取組へと改善を図るため、いじめの発件件数による評価ではなく、いじめ問題に対して学校がどのような取組を行っているかについて評価する。

- ・生徒、保護者等、教職員に対するアンケートの実施
- ・学校関係者評価委員会
- ・いじめ問題等対策委員会





別紙 3

【年間指導計画】

	会議・研修等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	指導方針・計画作成	出身中学校と情報交換 P T A総会 啓発資料配付(S N S相 談ほっとえひめ等)、 人権だより	保護者等対象のチェッ クリスト配布
	特別支援教育研修	学級づくり	個別面談、 いじめアンケート①
5		人権だより	定期家庭訪問
6	いじめ問題等対策 委員会	人権・同和教育ホーム ルーム活動①	公開授業
		ピュアマインド①	
7		人権だより	
		人権集会	保護者懇談会
8			
9		啓発資料配付、人権だより	いじめアンケート②
			個人面談
10		人権だより	
		リバーサポーター、人 権・同和教育ホームル ーム活動②	
		地域行事参加、ピュア マインド②	
11		地域行事参加	
		人権だより	公開授業
		人権・同和教育講演会	
12		人権だより	
		交流体験（1年）	保護者懇談会
1		人権だより、啓発資料配付	個人面談
			いじめアンケート③
2		人権・同和教育ホーム ルーム活動②	
3	まとめと課題検討	ピュアマインド③	

会議・研修等

- ・いじめ問題等対策委員会は、
年度初めに指導方針・計画を
全教職員に周知する。
- ・いじめ問題等対策委員会は年
1回の開催であるが、事案発
生時には臨時に開催する。

未然防止に向けた取組

- ・ピュアマインドとは、町内
清掃活動で、年3回実施す
る。
- ・リバーサポーターは、全校
一斉で行う国安川環境整
備活動で、年1回実施す
る。
- ・交流体験は、1年生を対象
に幼稚園や保育園、高齢者
施設等で交流体験を行う。
- ・地域行事は、夏祭りや秋祭
り、吉田町産業祭り等であ
る。

早期発見に向けた取組

- ・いじめアンケートは全校生徒
対象に年3回実施する。
- ・個人面談だけでなく日頃の学
校生活全般について教職員が
目配り、気配りを行う。

別紙 4 【早期発見のためのチェックリスト】

いじめが起こりやすい・起きている集団

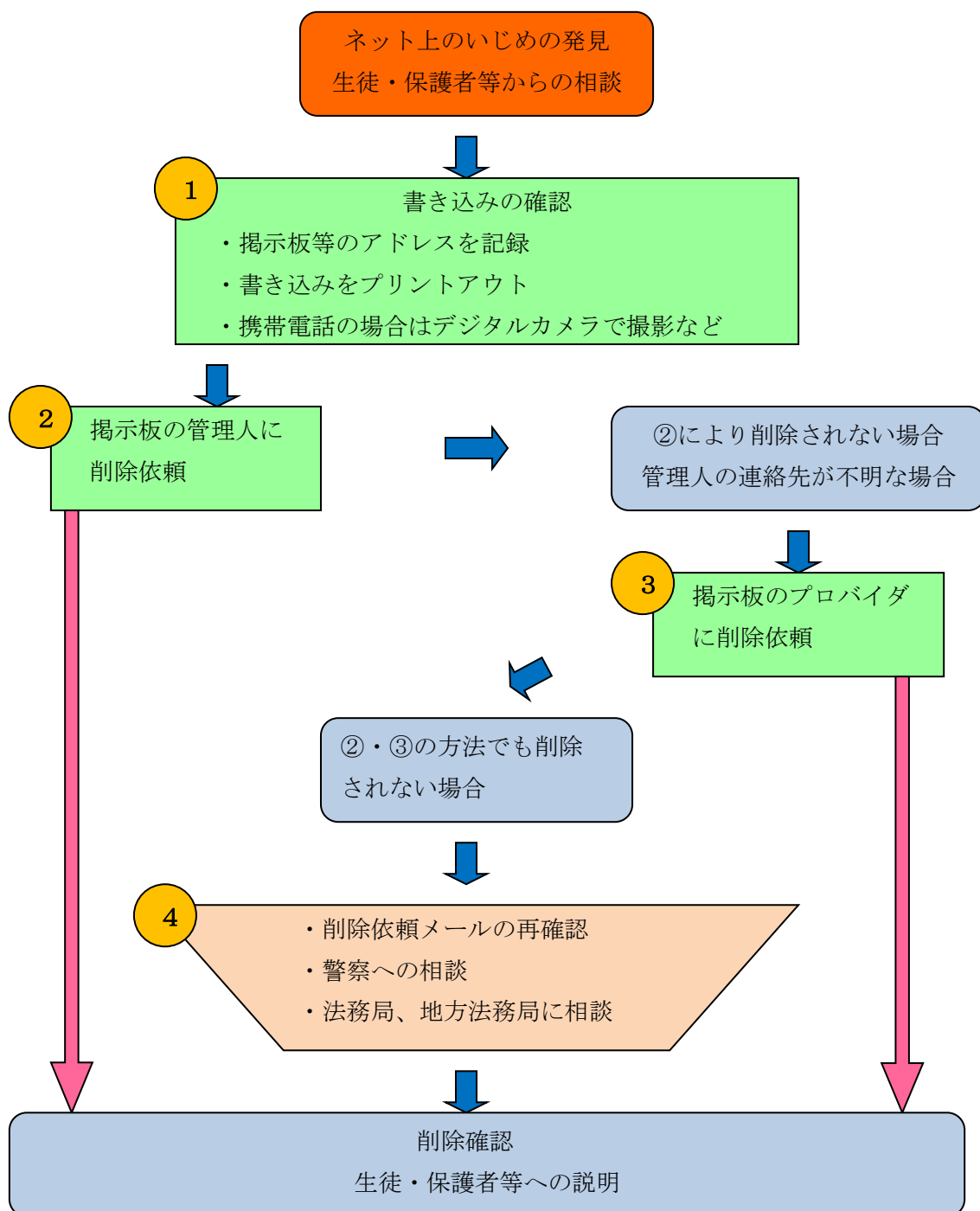
☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている	☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
☐ 掲示物が破れたり落書きがあつたりする	☐ グループ分けをすると特定の生徒が残る
☐ 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある	☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
☐ H Rやグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる	☐ 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする
☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある	

いじめられている生徒

◎日常の行動・表情の様子 ☐ わざとらしくはしゃいでいる ☐ 下を向いて視線をあわせようとししない ☐ 早退や一人で下校することが増える ☐ 腹痛などの体調不良を訴えて保健室へ行ききたがる ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている ☐ 顔色が悪く、元気がない ☐ 遅刻・欠席が多くなる ☐ とときどき涙ぐんでいる ◎授業中・休み時間 ☐ 発言すると友だちから冷やかされる ☐ 班編成の時に孤立しがちである ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える ☐ 決められた座席と違う席に座っている ☐ 一人でいることが多い ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる ☐ 教職員の近くにいたがる	◎昼食時 ☐ 好きな物を他の生徒にあげる ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする ☐ 教室で一人離れて食べている ☐ 他の生徒の机から机を少し離している ☐ 食べ物にいたずらされる ☐ 昼食時になると教室から出て行く ◎清掃時 ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番となっている ☐ 一人で離れて掃除をしている ◎その他 ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す ☐ 理由もなく成績が突然下がる ☐ 服に靴の跡がついている ☐ ボタンがとれたり、ポケットがやぶれたりしている ☐ 手や足にすり傷やあざがある ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる
---	--

いじめている生徒

☐ 多くのストレスを抱えている	☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる	☐ 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
☐ 教職員によって態度を変える	☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
☐ グループで行動し、他の生徒に指示を出す	☐ 他の生徒に対して威嚇する表情をする
☐ 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を遣う	☐ 発言の中に差別意識が見られる
☐ 教師が近づくと、集団がだまり込む	☐ 教師が近づくと、集団が分散する



いじめに関する相談機関

	相談窓口名称	運営主体	電話番号	開設時間	定休日	備考(特徴など)
1	こどもの人権110番	松山地方法務局	0120-007-110	月～金曜日 8:30-17:15	休日 祝日 年末年始	子どもの人権に関する相談
2	総合教育センター	愛媛県	089-963-3986	月～金曜日 8:30-12:00 13:00-17:15	休日 祝日 年末年始	不登校、いじめ等の相談
3	いじめ相談ダイヤル24	愛媛県 (教育委員会)	0120-0-78310	24時間受付	年末年始	専任の相談員によるいじめの相談
4	南予子ども女性支援センター	愛媛県	0895-22-1245	月～金曜日 8:30-17:15	休日 祝日 年末年始	児童問題全般の相談
5	子ども電話「ひびき」	チャイルドライン ハートコール・えひめ	0120-920-810	毎月5と0のつく日(5・10・15・20・25・30日) 16:00～21:00	左記以外の日	傾聴により子どもたちの心の居場所をつくる子ども電話の活動で、18歳までの子どもの専用電話
6	ひきこもり相談室(心と体の健康センター内)	愛媛県(心と体の健康センター)	089-911-3883	月～金曜日 9:00-17:00	休日 祝日 年末年始	ひきこもりに悩んでいる家族・本人などからの相談
7	愛媛いのちの電話	社会福祉法人	089-958-1111	毎日 12:00-24:00 10日(フリーダイヤル) 0120-738-556 毎日 16:00-21:00 毎月10日は8:00～翌朝8:00	左記以外の日	心の悩み相談

8	こころのダイヤル	愛媛県(心と体の健康センター)	089-917-5012	月・水・金曜日 9:00-12:00 13:00-15:00	休日 祝日 年末年始	心の問題や精神的な悩みの相談
9	宇和島保健所健康増進課	愛媛県	0895-22-5211 (代表)	月～金曜日 8:30-17:15	休日 祝日 年末年始	心の病気、精神保健に関する相談 面接相談は予約
10	松山市保健所	松山市	089-911-1816	火曜日 9:30-11:30 木曜日 13:30-15:30	休日 祝日 年末年始	心の病気、精神保健に関する相談 精神保健福祉士・保健師との面接相談は予約
11	心と体の健康センター	愛媛県(心と体の健康センター)	089-911-3880	月～金曜日 8:30-17:15	休日 祝日 年末年始	心の病気、精神保健に関する相談、 面接相談は予約
12	被害者支援センターえひめ	同左	089-905-0150	火・木・土曜日 10:00-16:00	左記以外の日 祝祭日	犯罪被害者の相談